

松島町の任用、給与、勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、人事行政における公正性及び透明性を確保するため、松島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年松島町条例第14号)第4条の規定に基づき、松島町の令和3年度における人事行政の運営の状況及び公平委員会の業務の状況に係る宮城県人事委員会からの報告について次のとおり公表する。

令和4年10月6日

松島町長 櫻井 公一

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

① 退職者数(令和3年度)

区 分	退職者数
一般行政職	5人
技能労務職	0人
教育職	1人
合計	6人

② 採用者数(令和3年度)

区 分	採用者数
一般行政職	7人
技能労務職	0人
教育職	2人
合計	9人

※再任用職員を除く。

③ 再任用職員数(令和3年度)

区 分	再任用職員数
常時勤務職員	7人
短時間勤務職員	2人
合計	9人

(2) 職員数

条例定数及び職員数(令和3年4月1日現在)

区 分	条例定数	職員数
町長部局	145人	126人
議会事務局	4人	4人
選挙管理委員会事務局	1人	1人
教育委員会事務局	15人	9人
教育委員会所管の教育機関	39人	18人
農業委員会事務局	2人	1人
水道事業所	15人	7人
合計	221人	166人

※常時勤務再任用職員を含む。

2 職員の人事評価の状況

平成28年度から職員の能力、実績主義に基づく人事管理の徹底を図り、人事の公平性、公正性を担保するため、人事評価を実施している。令和3年度は人事評価制度の見直しを実施し、評価の公平、均一性の確保に努めた。人事評価の結果は任免(昇任等)、給与(昇格、昇給、勤勉手当等)、人材育成において活用している。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)2年度の 人件費率
3年度	R4.3.31 現在 13,445人	千円 8,291,264	千円 386,268	千円 1,225,693	% 14.8	% 11.4

(注) 人件費とは、特別職、一般職に支給される報酬、給料、諸手当、共済負担金等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	期末勤勉	その他	計 B	
3年度	人 144	千円 503,810	千円 193,430	千円 81,151	千円 778,391	千円 5,405

(注) (1)職員手当には退職手当を含みません。(2)給与費は当初予算に計上された額です。(3)特別職に支給される給与、報酬は含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
松島町	円 301,472	円 346,603	歳 43.4	円 299,925	円 319,029	歳 56.1
国	325,827	—	43.0	286,947	—	50.9

(注) (1)平均給与月額は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当を含んだものです。(2)一般行政職は、税務担当職員、栄養士、保健師、保育士、水道事業担当職員、幼稚園教諭、社会教育主事を除いた職員です。

(4) 職員の初任給の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	松 島 町		国		
	初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	182,200円	195,500円	182,200円	195,500円
	高校卒	150,600円	160,100円	150,600円	160,100円

(5) 期末手当・勤勉手当の状況

松 島 町			国		
(3年度支給割合)			(3年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
6月期 1.275月分	0.95月分		6月期 1.275月分	0.95月分	
12月期 1.125月分	0.95月分		12月期 1.125月分	0.95月分	
計 2.40月分	1.9月分		計 2.40月分	1.9月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

(6) 退職手当の状況 (令和3年4月1日現在)

松 島 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たりの	3,549千円	19,842千円	1人当たりの	—千円	—千円
平均支給額			平均支給額		

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額で、自己都合は、勸奨・定年以外の全ての退職事由を含みます。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

1日当たり7時間45分

(休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分)

(2) その他の勤務条件

① 始業, 終業, 休憩時間等

始業	休憩時間	終業
8 : 30	12 : 00~13 : 00	17 : 15

② 休日

日曜日及び土曜日は、一般的には勤務を要しない日である。また、次に掲げる日には、特に勤務を命ぜられない限り勤務する必要はない。

(ア) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(イ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

③ 休暇

区 分	取 得 状 況
年次有給休暇	令和3年の1人当たり平均取得日数 10.7日
病気休暇	7人
特別休暇	結婚（7日以内）、出産（前後各8週）、妻の出産（2日以内）、親族の葬祭（1~7日）、夏季休暇（3日以内）他
介護休暇	一人
育児休業及び部分休業	8人

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

心身の故障による休職 2人

(2) 懲戒処分

なし

(3) 訓告等

なし

6 職員のサービスの状況

(1) サービス制度の概要等

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第30条では、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされており、下記の義務や制限が定められている。

サービスの具体的内容	法の規定
サービスの宣誓	法第31条
法令及び上司の命令に従う義務	法第32条
信用失墜行為の禁止	法第33条
秘密を守る義務	法第34条
職務に専念する義務	法第35条
政治的行為の制限	法第36条
争議行為等の禁止	法第37条
営利企業等の従事制限	法第38条

職務に専念する義務の免除

厚生に関する計画の実施に参加する場合

職員健康診断 169人

町長が認める場合

新型コロナウイルス感染症関係 64人

(2) 網紀の保持

職員は住民全体の奉仕者であって、その職務は住民から負託された公務であることから、公務員としての網紀の保持については、常日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っている。

7 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の規定により、再就職者の働きかけの規制等が導入され、本町においても、現職員への働きかけの規制等を定めた松島町職員の退職管理に関する規則を制定し、退職管理の適正を確保するための取組を行っている。

8 職員の研修の状況

(1) 職員の研修

① 研修所研修（令和3年度）

区分	研修名	受講者数
階層別研修	新規採用職員研修	6人
	一般職員研修Ⅰ	1人
	一般職員研修Ⅱ	7人
	監督者研修Ⅰ	4人
	監督者研修Ⅱ	3人
専門研修	契約事務研修	1人
	条例・規則作成研修（基礎）	3人
	リスクマネジメント研修	1人
	民法研修	5人

② 職場研修（令和3年度）

研修名	場所	受講者数
新規採用職員研修	役場	9人
職員ストレスチェックに係るセルフケアセミナー	役場	133人
モチベーション向上研修	役場	46人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉

① 職員健康診断

区分	受診者数
定期健康診断	33人
人間ドック	136人
子宮がん検診	20人
乳がん検診	20人
脳ドック検診	25人
前立腺がん検診	0人

② 共済制度

共済制度とは、職員の掛金と使用者である地方公共団体等の負担金を財源として、職員の生活の安定と福祉の向上を図るもので、宮城県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合において各種給付事業や福祉事業を行っている。

③ 公務災害補償

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うものである。

(2) 職員の利益の保護

① 措置要求制度

法第46条により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされている。

なお、企業職員（水道事業所）については、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「地公企法」という。）の規定によって法第 46 条の適用が除外されているが、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号。以下「地公労法」という。）第 5 条の規定によって労働組合を結成して労働協約を締結する権利が認められている。

② 不利益処分に関する審査請求

法第 49 条の 2 により職員は、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益な処分を受けたとき、公平委員会に行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)により審査請求をすることができるとされている。

なお、企業職員については、地公企法の規定によって行政不服審査法の適用が除外されているが、地公労法第 7 条及び第 13 条、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 7 条及び第 27 条等の規定により保護されている。

10 公平委員会の業務の状況に係る宮城県人事委員会からの報告

地方公務員法第 58 条の 2 第 2 項に基づく宮城県人事委員会からの報告の概要（松島町分）については、次のとおりです。

(1) 職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置	0 件
(2) 職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決、決定等	0 件
(3) 職員の苦情処理（苦情相談件数）	0 件
(4) 管理職員等の範囲の指定	
① 管理職員等の範囲を定める規則による指定の有無	有
② 管理職員等の範囲の変更等件数	1 件
(5) 職員団体の登録状況	1 団体
(6) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る審査請求	0 件
(7) 再就職者から依頼等を受けた職員による届出	0 件